

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		個人施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可の取消し
根拠法令及び条項		マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第2項
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
処 分 基 準	関 係 条 項	未設定（前例事務処理がないため）
	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）